は、この新しい仕組みの対象となりません。
※遺族厚生年金の支給額を決定する必要があるた
め、老齢厚生年金を受ける権利を有している人は
同時に請求していただくことが必要です。
(2)若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し
①夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に
対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となり
ます。(子を養育しなくなったときに妻30歳未満
の場合は、その時点から5年間)
②また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中
高齢寡婦加算は、夫死亡時に40歳以上である妻に、
65歳に到達するまでの間、支給されます。
※平成19年4月1日前に受給権が発生した遺族厚
生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。
4 離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。
平成19年4月1日以後に離婚された場合に、そ
の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当
事者間で合意した割合に基づき分割することがで
きる制度です。
※当事者の合意又は裁判手続により分割割合(50
%上限)を定める必要があります。
※年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日
から2年以内に請求する必要があります
※年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定め
た必要書類を添付して社会保険事務所にて手続き
ください。
5.本人申出により、年金を受け取らないことが

☎0570(07)1165

(年金を受けている人)

農業委員会事務局

569166

できます。

ます。なお、過去にさかのぼって申出をすること はできません。 申出をした翌月分から年金の支給が停止となり

は、申出の翌月分から支給されます。 再開の手続きをすることもできます。 その場合

※再開の申出をした場合、さかのぼって支給する ことはできません。

※年金が増額されることはありません。

問い合せ先= **1**028(622)4222 宇都宮西社会保険事務室 **☎**0570(05)1165 ねんきんダイヤル (年金請求など)



辰業者年金現況届受付

回確認するためのものです。 を受ける資格があるかどうかについて、 受ける資格があるかどうかについて、年1現況届は、農業者年金受給者が引続き年金

Ę も、一括受付は行いませんので、6月1日業委員会事務局に提出してください。今年度「受給権者」欄に、住所・氏名を自署し、農農業者年金基金より送付された現況届の ださい。 ▼問い合せ先= (木)から6月15日(金)までに、随時お持ちく